

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則及び京都市児童養護施設措置児童等私立高等学校  
入学金等給付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第49号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則及び京都市児童養護施設措置児童等私立  
高等学校入学金等給付規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

- (1) 京都市児童福祉施設措置費等徴収規則別表第7
- (2) 京都市児童養護施設措置児童等私立高等学校入学金等給付規則第2条第1号イ，第  
5条第1項各号列記以外の部分，第1号様式注以外の部分及び第2号様式注1

附 則

この規則は，平成29年4月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)